

## 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書

日本国憲法によれば、国も地方自治体も理想的には、共に国民、住民の権利の保障と福祉の実現のために存在するものである。この点からすれば、国家行政組織の役割を考える場合の基本的視点は、何よりも国民の権利保障におかれなければならない。憲法が定める各種の基本的な人権、とりわけ生存権、教育権、労働基本権などの社会権は、国の積極的施策を通してのみ実現されるものであり、憲法は国の責任として定めていると解釈すべきで、国の役割は、地方自治法第1条の2第2項が定める役割に限定すべきでなく、むしろ国民の権利保障という本来の目的の実現のために、現状よりも一層拡充されなければならないものとする。

この考えに立って、国と地方（自治体）の役割分担の在り方について考える必要がある。先に述べたように、国の基本的役割である国民の権利保障は、地方自治体もまた住民の権利保障のために存在するものであることを踏まえた上で、国と地方自治体の役割をどのように分担しあうかを議論しなければならない。一方的に国の役割を縮小し、地方に移譲することが全て善であるという単純な地域主権万能論は、国の果たす役割放棄を正当化しているにすぎないものである。

国民、住民の権利保障に当たっては、国と自治体が相互に役割分担をして協力しながら事務・事業を遂行してきた。このような場合に「二重行政の弊害」の名の下に、国の事務・事業の必要性を否定することは、結果的に国民、住民の多様な公的サービスを享受する権利を失わせるものである。

しかし、政府が進める地域主権改革は、平成22年6月22日に、国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲 地方交付金の一括交付金化 国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定した。

日本国憲法に基づく国民、住民の人権保障は、国及び自治体としての現行法律でも十分に行えるものであり、貧困の深刻化や格差の拡大、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大している。国民の安心と安全を確保するために、今、正に国及び地方行政の役割が重要となっている。国民、住民の要求に応えるためにも、国及び地方の行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大している。

現在、国が進めている地域主権改革により、国の出先機関の廃止、地方移譲や広域行政組織が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民、住民の生活に支障を来すばかりか、地域間格差は拡大することが懸念され、行政の効率化によって、国民の利便性や権利保障の後退を招き、住民や地方自治に犠牲を強いるものである。

よって、政府におかれては、国民、住民の生活を保障するための行政サービス等の拡充に向け、下記項目について強く要望する。

## 記

1. 地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと。
2. 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 21 日

日 田 市 議 会